

証券コード：4536
平成23年5月31日

株主各位

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
参天製薬株式会社
代表取締役社長兼CEO 黒川 明

第99期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、この度の東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますと共に、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第99期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ平成23年6月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より同日午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成23年6月22日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
当社本社ビル5階 センチュリーホール |

3. 目的事項

報告事項

1. 第99期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第99期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
- 第6号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

17頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.santen.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても適宜検討してまいります。

とりわけ、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向と自己資本^(注)当期純利益率（ROE：Return on Equity）を掛け合わせた数値である自己資本配当率（DOE：Dividends on Equity）を配当指標として採用しています。当社としましては、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、2006-2010年度中期経営計画ではDOE 5%を目標としています。

当期の期末配当

当期の期末配当は、以下のとおりといたしたく存じます。

なお、この期末配当をご承認いただきますと、当期のDOEは5.3%となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額4,352,631,950円

なお、中間配当金（1株につき40円）を含めました1株当たりの年間配当金は、90円となり、前期に比べて10円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月23日

(注) 自己資本は、株主資本および評価・換算差額等の合計額です。

第2号議案 取締役6名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

*は新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	くろかわ あきら 黒川 明 (昭和27年9月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員 平成18年6月 代表取締役社長兼COO 平成20年6月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長(現任) 平成20年6月 代表取締役社長兼CEO(現任) (重要な兼職の状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 サンテン・インク取締役 サンテン・オイ取締役 参天製薬(中国) 有限公司董事	25,000株
2	にし はたとし あき 西畑利明 (昭和23年11月4日生)	平成2年8月 アップジョンファーマシューティカルズリミテッド筑波総合研究所製剤研究部長 平成8年3月 当社入社 平成11年7月 執行役員 平成13年5月 執行役員 研究開発戦略統括部長兼品質保証・環境監査本部長 平成14年12月 研究開発本部長 平成16年7月 常務執行役員 平成21年6月 取締役(現任) 平成22年4月 サンテン・インク取締役社長兼CEO(現任) 平成23年4月 専務執行役員 米国・欧州事業管掌兼研究開発本部長(現任) (重要な兼職の状況) サンテン・インク取締役社長兼CEO サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役	14,100株

*は新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>ふる かど さだ とし *古 門 貞 利 (昭和29年1月14日生)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社 平成8年11月 医薬事業部東海エリアエリアマネージャー 平成12年4月 医薬事業部医薬営業統括部長 平成17年7月 執行役員 平成18年6月 医薬事業部長 平成19年7月 常務執行役員 平成23年4月 専務執行役員 日本・アジア事業管掌兼医薬事業部長 (現任)</p>	1,000株
4	<p>むら まつ いさお 村 松 勲 (昭和14年8月14日生)</p>	<p>昭和59年1月 台糖ファイザー株式会社取締役第二営業部長 平成3年7月 プリストルマイヤーズ・スクイブ株式会社代表取締役副社長 医薬品事業担当 平成4年12月 スミスライン・ビーチャム製薬株式会社代表取締役社長 平成13年4月 グラクソ・スミスライン株式会社取締役相談役 平成14年4月 株式会社パイン・クレスト代表取締役 (現任) 平成17年6月 当社社外取締役 (現任) 平成19年6月 そーせいグループ株式会社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社パイン・クレスト代表取締役</p>	一株
5	<p>こ たに のぼる 古 谷 昇 (昭和31年11月13日生)</p>	<p>平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 平成17年4月 有限会社ビーフル代表取締役 (現任) 平成17年6月 当社社外取締役 (現任) 平成17年6月 コンビ株式会社社外取締役 (現任) 平成18年12月 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 有限会社ビーフル代表取締役 コンビ株式会社社外取締役 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役</p>	一株

*は新任候補者であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	おく むら あき ひろ *奥 村 昭 博 (昭和20年12月1日生)	昭和63年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 平成20年10月 慶應義塾大学名誉教授 平成20年10月 静岡県立大学経営情報学部教授 平成20年12月 静岡県立大学大学院経営情報学研究科研究科長 平成23年4月 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科研究科長(現任) (重要な兼職の状況) 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科研究科長	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち村松 勲、古谷 昇および奥村昭博の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者のうち村松 勲および古谷 昇の両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項および大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第7条第1項に定められている独立役員(以下同様。)として指定し、各取引所に届け出ております。また、奥村昭博氏につきましても、本議案において同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定で各取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由
- ① 村松 勲氏につきましては、製薬業界において、長年に渡り経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって6年間であります。
 - ② 古谷 昇氏につきましては、経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって6年間であります。
 - ③ 奥村昭博氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年に渡る大学および大学院での経営学教授としての幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第27条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である村松 勲および古谷 昇の両氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、本議案において再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続することを予定しております。また、本議案において社外取締役候補者である奥村昭博氏の選任が承認された場合には、同氏と当社との間で、当該責任限定契約の締結を予定しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによつて当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、監査役加護野忠男氏および宮内英樹氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

*は新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	つち や す あき *土 屋 泰 昭 (昭和19年11月28日生)	昭和45年4月 東レ株式会社入社 昭和60年4月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社入社 平成11年3月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社代表取締役副社長 平成16年6月 株式会社電通国際情報サービス監査役(現任) 平成21年1月 日本GE株式会社相談役 平成22年6月 ペルミラアドバイザーズ株式会社シニア・アドバイザー(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社電通国際情報サービス監査役 ペルミラアドバイザーズ株式会社シニア・アドバイザー	一株

*は新任候補者であります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">みず の ゆたか *水 野 裕</p> <p>(昭和21年8月28日生)</p>	<p>昭和44年4月 松下電器産業株式会社入社 平成10年4月 アジア松下電器株式会社代表取締役 社長 平成12年7月 CIS中近東アフリカ本部長 平成15年1月 パナソニックオートモーティブシ テムズ社副社長 平成15年4月 パナソニックオートモーティブシ テムズ社副社長兼パナソニックカー エレクトロニクス株式会社代表取締 役社長 平成16年6月 松下電器産業株式会社役員 平成21年9月 パナソニック株式会社終身客員 (現任) 平成21年10月 オプトレックス株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) パナソニック株式会社終身客員 オプトレックス株式会社社外取締役</p>	100株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者のうち土屋泰昭氏および水野 裕氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
3. 本議案において土屋泰昭氏、水野 裕氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定で東京証券取引所および大阪証券取引所に届け出ております。
4. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由
- ① 土屋泰昭氏につきましては、米国企業での経営経験がありグローバルな視点を有されており、かつ上場企業での監査役の経験を有されております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、社外監査役として適任であり、選任をお願いするものであります。
- ② 水野 裕氏につきましては、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有されております。また、当社との関係においても独立性に問題がないことから、社外監査役として適任であり、選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第35条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。本議案において社外監査役候補者である土屋泰昭氏および水野裕氏の選任が承認された場合には、両氏と当社との間で、当該責任限定契約の締結を予定しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます森田隆和氏および三田昌宏氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、総額400百万円を上限として退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
もり た たか かず 森 田 隆 和	昭和56年7月 取締役 昭和58年7月 常務取締役 昭和62年7月 専務取締役 平成2年10月 代表取締役社長 平成18年6月 代表取締役会長兼CEO 平成22年6月 取締役相談役（現任）
み た まさ ひろ 三 田 昌 宏	昭和58年7月 取締役 平成7年6月 常務取締役（現任）

第5号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することおよびその募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役（社外取締役を除きます。）3名に対し割当てる当該新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。なお、ストック・オプションとしての上記新株予約権の具体的な内容は、ストック・オプションとして新株予約権を発行する上記記載の趣旨に基づき決定しており、また、かかる趣旨に鑑みれば、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除きます。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式98,800株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

988個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、本議案において「行使価格」といいます。）に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、本議案において「終値」といいます。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格＝調整前行使価格×1／無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月24日から平成33年6月22日まで
- (7) 新株予約権の行使条件
- ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。
 - ② 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
 - ④ その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由
- ① 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第6号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で、当社執行役員に対して新株予約権を無償で発行することおよびその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の執行役員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式69,600株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

696個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、本議案において「行使価格」といいます。）に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、本議案において「終値」といいます。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格＝調整前行使価格×1／無償割当、分割または併合の比率

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月24日から平成33年6月22日まで
- (7) 新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。
 - ② 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。
 - ④ その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 新株予約権の取得事由
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面およびインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

3. インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます）。※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- ② パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ④ インターネットによる議決権行使は、平成23年6月21日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記3.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号

当社本社ビル5階 センチュリーホール

